

令和7年度 集団指導資料

介護保険法の介護医療院

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

1 運営に関する基準

2 報酬関係

1 運営に関する基準

【条例第11条】

① 勤務体制の確保(1)

✓ 勤務表

人員基準を満たしていることが確認できるように作成すること。

- ① 事業ごとに、月ごとに作成する。
- ② 職務内容、常勤・非常勤の別等を、勤務表・シフト表上明確にする。
- ③ 事業所に勤務する従業員により、介護医療院サービスを提供する。

1 運営に関する基準

① 勤務体制の確保(2)

【条例第11条】

研修の機会の確保

資質向上のため、全ての従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じること。

セクハラ・パワハラ等を防止するための措置

- ① ハラスメントの定義、ハラスメント防止の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ② 相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

ハラスメントに関する参考サイト：

東京都産業労働局 <https://www.nohara.metro.tokyo.lg.jp/prevention/>

厚生労働省東京労働局

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

1 運営に関する基準 【条例第11条】

② 業務継続計画(BCP)の策定等(1)

✓ **目的**

感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して介護医療院サービスの提供を受けられるようにするため。

✓ **BCPの策定**

① 感染症に係るBCP

- ◆ 平時からの備え
- ◆ 初動対応
- ◆ 感染拡大防止体制の確立

② 災害に係るBCP

- ◆ 平常時の対応
- ◆ 他施設及び地域との連携
- ◆ 緊急時の対応 (BCP発動基準、対応体制等)

1 運営に関する基準 【条例第11条】

② 業務継続計画(BCP)の策定等(2)

✓ 研修

- ① 従業者へ B C P における対応について理解の励行を行うこと。
- ② 定期的（年2回以上）な教育を開催すること。
- ③ 新規採用時には別に研修を実施すること。
- ④ 研修の実施内容を記録すること。

✓ 訓練

- ① 施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行うこと。
- ② 定期的（年2回以上）に実施すること。

1 運営に関する基準 【条例第19条】

③ 利用料等の受領(1)

事前に同意が必要な費用

- ① 食事の提供費用 ② 居住に要する費用
 - ③ 入所者が選定する特別な療養室、食事の費用
 - ④ 理美容に要する費用 ⑤ その他日常生活費
- ◆ 入所者、その家族に対し文書を交付して説明を行い同意を得ること。
 - ◆ 特に①～③については、文書により入所者の同意を得ること。

1 運営に関する基準 【条例第19条】

③ 利用料等の受領(2)

その他日常生活費

- ① 入所者等の希望により身の回り品や教育娯楽として提供する費用
- ② 健康管理費(予防接種等)
- ③ 預り金の出納管理費用
- ④ 私物の洗濯代
- ◆ 利用者等又はその家族等の自由な選択のもと、
事前に十分な説明を行い、同意を得ること。
- ◆ 運営規程に定め、見やすい場所に掲示すること。

1 運営に関する基準 【条例第19条】

④ 介護サービスの取扱方針(1)

身体的拘束等 (その1)

- ① 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- ② 身体的拘束等を行う場合は、
 - ◆ その態様及び時間
 - ◆ その際の入所者的心身の状況
 - ◆ 緊急やむを得ない理由 (具体的に)
 - ・・・について医師が診療録に記載すること。

1 運営に関する基準 【条例第21条】

④ 介護サービスの取扱方針(2)

身体的拘束等（その2）

以下の措置を講じること。

- ① 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を三月に一回以上開催し、結果を従業者に十分に周知すること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ◆ 基準を満たしていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。

1 運営に関する基準

【条例第24条2】

⑤ 栄養管理

✓ 目的

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるようとする。

✓ 手順

- ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握すること。
- ② 各職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成すること。
- ③ 管理栄養士が栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録すること。
- ④ 進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ見直すこと。

※基準を満たしていない場合、栄養管理に係る減算の対象となる。

1 運営に関する基準 【条例第24条3】

⑥ 口腔衛生の管理

✓ 目的

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるようとする。

✓ 手順

- ① 歯科医師、歯科衛生士が、①介護職員に対する技術的助言及び指導を年2回以上行い、②入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③ ①②に基づき入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直すこと。

1 運営に関する基準 【条例第25条】

⑦ 看護及び医学的管理の下における介護

✓ 入浴または清拭

一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭すること。

✓ 褥瘡対策

褥瘡が発生しないよう、かつ、予防のための体制を整備すること。

- ① 褥瘡のハイリスク者に対し、計画作成、実践、評価を行う。
- ② 施設内褥瘡予防対策担当者を決めておく。
- ③ 医師、看護・介護職員、管理栄養士等の褥瘡対策チームを設置する。
- ④ 褥瘡対策のための指針を整備する。
- ⑤ 介護職員等に対し褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

1 運営に関する基準 【条例第31条】

⑧ 衛生管理等(1)

✓ 感染症対策委員会

- ① 幅広い職種により構成すること。
- ② 各メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくこと。
- ③ おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催すること。

1 運営に関する基準

【条例第31条】

⑧ 衛生管理等(2)

✓ 指針の整備

① 平常時の対策

- ◆ 施設内の衛生管理
- ◆ 手洗いの基本
- ◆ 日常のケアにかかる感染対策。
- ◆ 早期発見のための日常の観察項目

② 発生時の対応

- ◆ 発生状況の把握
- ◆ 医療処置・行政への報告。
- ◆ 感染拡大の防止
- ◆ 医療機関や保健所、市町村施設関係課等の関係機関との連携。
- ◆ 施設内の連絡体制や各関係機関への連絡体制

1 運営に関する基準 【条例第31条】

⑧ 衛生管理等(3)

✓ 研修

- ① 衛生管理、衛生的ケアの励行
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成
- ③ 定期的（年2回以上）な開催
- ④ 新規採用時における感染対策研修の実施
- ⑤ 調理や清掃等の業務受託者に対する指針の周知
- ⑥ 研修記録の作成。

1 運営に関する基準

【条例第31条】

⑧ 衛生管理等(4)

訓練

- ① 指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。
- ② 定期的（年2回以上）に実施すること。

1 運営に関する基準 【条例第32条】

⑨ 協力医療機関等(1)

協力医療機関の設定

- ① 協力医療機関を予め定めておくこと。
- ② 新興感染症発生時等における対応を取り決めること。
- ③ 予め協力歯科医療機関を定めておくこと。

◆ 選定に当たっては、必要に応じ、地域の関係団体の協力を得て行い、かつ、介護医療院から近距離にあることが望ましい。

1 運営に関する基準 【条例第32条】

⑨ 協力医療機関等(2)

協力医療機関との連携

協力医療機関及び緊急時の原則入院できる体制を確保した協力病院を定めること。

◆ 令和9年3月31日までの間は、努力義務

協力医療機関との連携に係る届出

- ① 年に1回以上、取り決めの内容等を知事に届け出ること。
- ② 内容の変更があった場合にも、速やかに知事に届け出ること。
- ③ 協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。

1 運営に関する基準 【条例第32条】

⑨ 協力医療機関等(3)

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ① 感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくこと。
- ② 流行初期期間経過後において、入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことを想定して取り決めるこ。

1 運営に関する基準

【条例第33条】

⑩ 掲示

事業所内への掲示

重要事項（重要事項説明書、料金表）を利用者から見やすい場所（○相談室等×事務所内）に掲示するか若しくは※備えつけること。

※重要事項説明書及び料金表をファイル等に綴り、利用者や家族が自由に閲覧できるように備えつける方法も可。

ウェブサイトへの掲載

重要事項をウェブサイトにも掲載すること。

1 運営に関する基準

【条例第34条】

⑪ 秘密保持(1)

従業者の守秘義務

従業員及び従業者であった者が、正当な理由なく、
その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと
がないよう、入職時までに必要な措置を講じること。

業務に従事する職員全てに対して、退職後も引き続き
秘密保持に関する制約を課すよう同意書等に定めること。

1 運営に関する基準 【条例第34条】

⑪ 秘密保持(2)

利用者及び家族等の個人情報の取得

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、それぞれ、あらかじめ文書（書面）により得ておくこと。

◆家族等に関する同意は記入欄名を「家族代表」とし、代表家族1名より包括的に同意を取得をする形とすることが望ましい。

1 運営に関する基準 【条例第36条】

⑫ 苦情処理

✓ 窓口の明示

相談窓口、苦情処理の体制や手順等、苦情を処理するために講じる概要について、明示すること。

✓ 事業所の取り組み

苦情を受けた際は、受付日、その内容等を記録の上、事業所において対応改善策を検討する等、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。

- ◆事業所への苦情に対する措置について、利用者に明示すること。
- ◆保険者（施設のある区市町村）、東京都国民健康保険団体連合会（国保連）の苦情相談窓口を重要事項説明書に明示すること。

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑬ 事故発生の防止及び発生時の対応(1)



指針の整備

- ① 事故の防止に関する基本的考え方
- ② 事故の防止の為の委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針
- ⑤ 事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他事故等発生防止の推進のために必要な基本方針

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑬ 事故発生の防止及び発生時の対応(2)

報告及び分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

- ① 報告するための様式の整備すること。
- ② 事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録の上、上記様式に従い、事故等の報告すること。
- ③ 事故防止検討委員会において、報告された事例を集計し分析すること。
- ④ 状況の分析、発生原因、結果等をとりまとめ防止策を検討すること。
- ⑤ 事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- ⑥ 防止策を講じた後、その効果を評価すること。

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑬ 事故発生の防止及び発生時の対応(3)

✓ 事故防止検討委員会

各職種により構成し構成メンバーの責務、役割分担を明確にすること。

✓ 研修

- ① 事故発生防止の適切な知識を普及・啓発し、指針に基づき、安全管理を徹底すること。
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
- ③ 定期的な教育（年2回以上）を開催すること。
- ④ 新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。
- ⑤ 研修実施内容について記録すること。

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑬ 事故発生の防止及び発生時の対応(4)

専任の担当者

専任の担当者を置くこと

- ① 事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務め
ることが望ましい。
- ② 担当兼務は職務に支障がなければ差し支えない。
- ③ 職務を遂行する上で支障がないと考えられるものを選任すること。

※基準を満たしていない場合安全管理体制未実施減算の対象となる

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑯ 虐待の防止(1)

✓ 目的

虐待の発生及び再発を防止し、入所者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため。

✓ 虐待防止検討委員会

- ① 管理者を含む幅広い職種で構成すること。
- ② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催すること。
- ③ 組織体制、指針整備、職員研修、報告・相談体制、自治体への通報体制、発生した際の再発防止策及びその効果の評価、等について検討の上、従業者に周知徹底を図ること。

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑯ 虐待の防止(2)

✓ 虐待防止のための指針

次のような項目を盛り込むこと。

- ① 虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 施設内の組織に関する事項
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 対応方法に関する基本方針
- ⑤ 相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1 運営に関する基準 【条例第38条】

⑯ 虐待の防止(3)

✓ 研修

- ① 虐待の防止の徹底を行うものとすること。
- ② 研修プログラムを作成すること。
- ③ 定期的な研修（年2回以上）を実施すること。
- ④ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
- ⑤ 研修の実施内容について記録すること

✓ 担当者の設置

以上の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 運営に関する基準 【条例第40条】

- ⑯ 入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催

✓ **目的**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため。

✓ **開催方式**

- ① 定期的に開催すること。 ②リモート活用可。
- ③ 他の事業運営に関する会議との一体的な設置・運営可。
- ④ 他のサービス事業者との連携による設置運営可。

※ 令和9年3月31日までの間は、努力義務

1 運営に関する基準 【条例第40条】

⑯ 会計の区分

記録の整備

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、介護医療院の会計とその他の事業会計を区分しなければならない。

2 報酬関係

① 介護給付費の算定

✓ 介護給付費算定の注意点

算定に係る従業者の勤務状況や入所者等の割合を常に把握しておくこと。

【例】

- ◆定員超過、人員欠如状態になっていないか。
- ◆重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者、ターミナルケアを実施している入所者の人数と割合を確認しているか。

2 報酬関係

② 加算の算定



加算の算定における注意点

- ① 加算の算定要件及び趣旨について、利用者に、契約前に重要事項説明書等により説明し、同意を得ておくこと。
- ② 加算を算定する前には、算定要件と、要件を満たしているかどうかを必ず確認すること。
◆加算を適切に算定していない場合、返還となります。

2 報酬関係

③ 理学療法に係る加算

✓ 算定の主な留意点

① 算定要件を確認

◆ 専従する常勤の理学療法士を2名以上配置すること。

② 算定の根拠書類を確認

◆ 勤務表等を確認すること。

③ 算定要件を満たしているか確認

◆ 理学療法士が2名以上在籍していない日に加算を算定していないか。→加算していた場合は返還

2 報酬関係

④ 高齢者虐待防止未実施減算

算定の主な留意点

以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、結果を従業者に十分周知している。
- ② 虐待防止のための指針を整備している。
- ③ 従業者に対し、研修を定期的に実施している。
- ④ ①から③に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いている。

2 報酬関係

⑤ 業務継続計画(BCP)未策定減算

算定の主な留意点

以下の措置を講じていない場合、その翌月から未策定が解消された月まで、利用者全員の100分の1に相当する単位数を減算する。

- ① 感染症や非常災害の発生時でも介護医療院サービスを継続でき、非常時でも早期業務再開可能な計画を策定していること。
- ② BCPに従い必要な措置を講じていること。

主な法令等の正式名称

◆条例

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月30日条例第51号）

◆規則

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年3月30日規則第42号）

◆要領

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領（平成30年5月8日30福保高施第54号）

◆報酬基準等

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第21号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

まとめ

- ◆ 法令・基準を見る習慣をつくる。
- ◆ 各種計画に基づいてサービスを提供する。
- ◆ 説明、記録、保存の必要性・重要性を理解する。
- ◆ 加算の算定要件を確認し算定する。

⇒より良いサービスへの心掛けをお願いします！